

放課後等デイサービス事業所の公募に係る選定基準

【別紙C】

審査項目		審査基準	満点
大項目	小項目 ※網掛け部分は設備・人員等に関する客観的評価のため、事前審査項目とする。		
1 事業所の設備 【7】	発達支援室の面積 (児童1人当たりの面積) ※発達支援室内に設置されるロッカーなど位置が固定されるものについては、支援面積に含めない	① 5.5㎡以上 : 7点 ② 5.0㎡以上5.5㎡未満 : 5点 ③ 4.5㎡以上5.0㎡未満 : 3点 ④ 4.0㎡以上4.5㎡未満 : 2点 ⑤ 3.5㎡以上4.0㎡未満 : 1点 ⑥ 3.0㎡以上3.5㎡未満 : 0点	7
2 人員配置 【28】	人員基準を上回る職員配置 ※人員配置基準の対象職員を除き、常勤換算後の合計人数で採点	① 人員配置基準を上回る配置として、3名以上を配置 : 5点 ② 人員配置基準を上回る配置として、2名以上3名未満を配置 : 3点 ③ 人員配置基準を上回る配置として、1名以上2名未満を配置 : 1点 ④ 人員配置基準と同数又は人員基準を上回る配置が1名未満 : 0点	5
	従業員のうち常勤職員の人数 ※人員配置基準の対象職員を含む。ただし、管理者および児童発達支援管理責任者を除く。 (週の勤務日数は問わない)	① 2名以上 : 3点 ② 1名 : 0点	3
	強度行動障害児に対する支援 ※児童発達支援管理責任者が修了している場合も含む。 ※1人の職員が基礎・実践研修まで修了している場合は、ア・イを満たすものとする。	ア. 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置している。 イ. 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置している。 ① ア、イの全てを満たす : 5点 ② アのみを満たす : 2点 ③ 配置していない : 0点	5

		医療的ケア児に対する支援 ※児童発達支援管理責任者も含む。 ※配置した看護職員が、医療的ケア児等支援者養成研修を修了している場合は、ア・イを満たすものとする。	ア. 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置している イ. 行政が実施する医療的ケア児等支援者養成研修を修了した職員を配置している ①ア、イの全てを満たす : 5点 ②ア、イのいずれかを満たす : 2点 ③配置していない : 0点	5
		専門性の高い有効な発達支援を行うための体制確保 （管理者および児童発達支援管理責任者を除いた職員の中で、専門性の高い職員の配置の有無）	ア. 保育士又は児童指導員（資格取得後5年以上児童福祉事業に従事した者に限る） イ. 理学療法士又は作業療法士 ウ. 言語聴覚士 エ. 心理指導担当職員（大学（短期大学を除く）もしくは大学院で心理学を専修し、卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者） ①ア～エの専門性の高い職員について、人員配置基準の対象職員を含め、常勤換算後1以上の配置が認められる : 5点 ②上記以外 : 0点	5
		送迎を行うための体制確保	①体制が整っている : 5点 ②体制は整っていない : 0点	5
3	障害児相談支援 【5】	障害児相談支援の実施の有無	ア. 現在、本市内において障害児相談支援を運営している イ. 公募申込書提出までに本市内を開所予定地とした指定申請書を提出している ①ア、イのいずれかを満たす : 5点 ②上記以外 : 0点	5

4	事業の実績 【20】	本市における安定した運営実績	①過去3年間において、本市内で<u>障害児通所サービス</u>を運営しており、重大な事故※1 や不祥事※2、基準人員欠如等※3により、支援への悪影響が生じていない：5点 ②上記以外：0点 ※1 利用者の死亡、入院を要する怪我、利用者の財物の損壊・滅失等 ※2 職員の信用失墜行為や法令違反により利用者処遇に影響を及ぼしたもの（虐待認定、適正手続きを欠く身体拘束、不正受給事案を含む） ※3 児童発達支援管理責任者が不在となった場合は、減算適用の有無に関わらず、支援に悪影響が生じたものとみなす。（みなし配置が認められた場合はこの限りではない）	5
		運営指導の有無	①本市内で<u>障害児通所サービス</u>の運営実績があり、過去1回以上運営指導を受けており、該当する全ての事業所について、直近の運営指導で給付費の返還（不当利得）に係る指摘はなかった：5点 ②本市内で<u>障害児通所サービス</u>の運営実績があり、過去1回以上運営指導を受けており、該当する事業所のうち1か所でも、直近の運営指導で不当利得が発覚した。：<u>減点5点</u> ③上記以外：0点	5
		支援困難な障害児に対する取り組み実績	①実績が2件以上ある：10点 ②実績が1件ある：5点 ③上記以外：0点	10
5	事業の継続性 【15】	運営法人の安定した資金	①本市内で<u>放課後等デイサービス</u>を運営しており、運営主体の法人が直近2年間の事業年度において、当期純損失（当期赤字）が生じておらず、かつ、利益剰余金にマイナスが生じていない（累積損失が生じていない）：5点 ②本市内で<u>放課後等デイサービス</u>を運営していないが、運営主体の法人が直近2年間の事業年度において、当期純損失（当期赤字）が生じておらず、かつ、利益剰余金にマイナスが生じていない（累積損失が生じていない）：2点 ③上記以外：0点	5
		必要な運営資金の確保	①事業開始後3か月間に要する費用（人件費及び物件費）相当の資金が確保されている：5点 ②上記以外：0点	5

		適正な収支見通し	ア．収入見込みが実現可能なものとなっている イ．支出が適正なものとなっている ウ．利益が適正なものとなっている ①ア～ウの全てを満たす : 5 点 ②ア～ウの内、2 項目を満たす : 3 点 ③ア～ウの内、1 項目を満たす : 1 点 ④上記以外 : 0 点	5
6	質の高いサービス提供 【15】	事業所における支援の質向上の取組	ア．研修計画等を作成のうえ、当該事業所の職員に対し、専門知識・支援技術の向上を図るための研修の実施などが想定されている イ．職員間で支援児童や支援内容の情報を共有する機会をつくることなどが想定されている ウ．他機関とのケースカンファレンスによる情報共有などの連携が想定されている ①ア～ウの全てを満たす : 10 点 ②ア～ウの内、2 項目を満たす : 5 点 ③ア～ウの内、1 項目を満たす : 2 点 ④上記以外 : 0 点	10
		<u>処遇改善の取組</u> ※選定後、処遇改善区分の変更は不可（ただし、公募時より高い区分への変更は可）	①処遇改善加算Ⅰ（イ・ロ）を算定する : 5 点 ②処遇改善加算Ⅱ（イ・ロ）を算定する : 4 点 ③処遇改善加算Ⅲを算定する : 3 点 ④処遇改善加算Ⅳを算定する : 2 点 ⑤処遇改善は算定しない : 0 点	5

7	基本方針・ 運営方針 【40】	障害児支援の基本理念に沿った 支援	ア. こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、ウェルビーイング（幸福度）の向上につながるような支援が見込まれるか イ. こども一人一人の障害の特性等に応じた合理的な配慮が求められることから、こどもや保護者との対話を重ね、こどもの活動を制限する社会的なバリアを取り除くために必要な支援が見込まれるか ウ. こどもの「育ち」や「暮らし」を安定させるため、丁寧に家族への支援を行い、こどもの支援と同様に、家族のウェルビーイングの向上につながるような取組が想定されているか エ. 障害の有無にかかわらず、互いに理解しあいながら生きていく共生社会の実現に向けて、こども施策全体の中での連続性を意識し、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に寄与する支援が見込まれるか オ. こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関等と連携を図り、切れ目のない支援が見込まれるか ①ア～オの全てを満たす : 5点 ②ア～オの内、4項目を満たす : 4点 ③ア～オの内、3項目を満たす : 3点 ④ア～オの内、2項目を満たす : 2点 ⑤ア～オの内、1項目を満たす : 1点 ⑥上記以外 : 0点	5
---	------------------------------	----------------------	--	---

[illegible]

		放課後等デイサービスガイドラインの主旨に沿った支援 「家族支援」の取組	ア. こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援が期待できるか イ. 家族の子育てに関する困りごとに対して、適切な相談援助が期待できるか ウ. こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、ペアレント・トレーニングなど、障害の特性に配慮した家庭環境の整備に係る支援が期待できるか ①ア～ウのすべてを満たす : 10点 ②ア～ウの内、2項目を満たす : 6点 ③ア～ウの内、1項目を満たす : 3点 ④上記以外 : 0点	10
		放課後等デイサービスガイドラインの主旨に沿った支援 「移行支援」の取組	ア. 放課後児童クラブ等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた支援が期待できるか イ. 放課後児童クラブ等と併用利用している場合における併行利用先との連携が期待できるか ウ. 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを意識した支援が期待できるか ①ア～ウのすべてを満たす : 5点 ②ア～ウの内、2項目を満たす : 3点 ③ア～ウの内、1項目を満たす : 1点 ④上記以外 : 0点	5
		放課後等デイサービスガイドラインの主旨に沿った支援 「地域支援・地域連携」の取組	障害のあるこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を行うため、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業者等と連携した支援が想定されているか ①想定されている : 5点 ②想定されていない : 0点	5
8	障害福祉サービスの理解	放課後等デイサービスガイドラインに関する理解	放課後等デイサービスガイドラインの内容を理解していない。または、放課後等デイサービスガイドラインに係る確認書の提出がない : <u>減点 20 点</u>	—
				合計 130

